**「申請学会専門医制度」自己点検・評価シート**

**学会名（略称可）：　　　　　　　　　　学会　、　自己評価年月日：　　年　　月　　　日**

**【注】専門医制度申請学会　各位へ**

**・別添の「専門医制度基本整備指針」および「申請学会専門医制度審査対象項目と評価指標」などを参照の上、貴学会提出の資料（様式１～３、添付資料）に基づき、下表の審査項目、点検・評価項目、評価の視点などに則って自己点検・評価を行い、「評点」欄に記入して下さい。**

**・自己点検・評価に際しては、貴学会の現況を客観的かつ誠実に反映したものとして下さい。**

**・本シートにおける評点の表記（a～ne）と基準は、概ね以下のように理解して下さい。**

**【評点】a：十分満足できる。　　b：若干の改善を要する。　　　c：大幅な改善を要する。　　d：抜本的な改善・見直しを要する。 　　ne：評価不能、該当事項なし。**

**・本評価シートは、本機構「申請学会専門医制度評価認定委員会」による貴学会専門医制度の審査・評価において、参考資料となりますので、申請時の提出資料に添付して下さい。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **審査項目** | **点検・評価項目** | **評価の視点・基準・達成状況** | **評点** |
| **＊申請学会の活動に係る基本情報** | | | |
| １．学会活動 | 会員数、学会雑誌発刊数など | 直近の５年間、専門医制度を運用する学術団体に相応しい学会活動が実施されているか。 |  |
| ２．専門医制度に係る活動実績 | 専門医・指導医・研修施設など | 直近の５年間、専門医の育成・認定などが適切に実施されているか。 |  |
| **Ⅰ．専門医制度の基本理念と設計** | | | |
| １．専門医制度理念・目的 | 専門医制度の理念・目的 | 専門医制度の理念・目的などが明示されているか。 |  |
| ２．専門医像・使命 | 専門医像・使命 | 専門医像または専門医の使命が明示されているか。 |  |
| **Ⅱ．専門医育成の研修体制** | | | |
| １．専門研修の目標 | 専門研修後の成果（Outcome） | 専門医の担当診療領域、修得すべき資質や診療能力などが明示されているか。 |  |
| ２．到達目標 | 診療能力と学術的姿勢 | 下記の①～④に示す「修得すべき診療能力（知識・技能・態度）と学術的姿勢」についてその内容・範囲と要求水準が具体的に明示されているか。 |  |
| 1. 専門知識 | 専門的知識の範囲と要求水準 | 修得すべき専門的知識と疾病の理解などの内容・範囲、要求水準が明示されているか。 |  |
| ②専門技能 | 専門的技能の範囲と要求水準 | 修得すべき専門的診療技能（診察・検査・処置・手技など）の内容・範囲および要求水準が明示されているか。 |  |
| ③診療態度 | 診療態度の内容と要求水準 | 倫理性・社会性を備えた診療態度について、修得すべき内容・範囲および要求水準について明示されているか。 |  |
| ④学術的姿勢 | 学術的姿勢の内容と要求水準 | 科学的思考、生涯学習、研究手法など、修得すべき学術的姿勢の内容・範囲および要求水準について明示されているか。 |  |
| ３．経験目標 | 到達目標を達成するために経験すべき事項 | 下記の①～④に示す「診察・検査、手術・処置、地域医療活動、学術活動」などの種類や経験数、評価法などが具体的に明示されているか。 |  |
| 1. 診察・検査 | 経験すべき診察・検査および対象疾病の種類、経験数、評価方法 | 経験すべき診察・検査および対象となる疾患・病態の種類、経験症例数、評価法が具体的に明示されているか。 |  |
| ②手術・処置 | 経験すべき手術・処置および対象疾病の種類、経験数、評価方法など | 経験すべき手術・処置および対象となる疾患・病態の種類、経験症例数、評価法が具体的に明示されているか。 |  |
| ③地域医療活動 | 経験すべき地域医療の種類・経験数・評価方法など | 病診連携、地域包括ケア、在宅医療など地域における歯科医療活動の種類・内容、経験数、評価法などが明示されているか。 |  |
| ④学術活動 | 経験すべき学術活動の種類・経験数・評価方法など | 学会発表や論文発表など学術活動の種類や要求水準、経験数、評価法などが明示されているか。 |  |
| ４．研修方略・評価法 | 専門研修の方略（方法）および修得内容の評価法など | 到達目標を達成するため、下記①～③に示す「研修期間、専門研修の方略（方法）および修得内容の評価法など」が具体的に明示されているか。 |  |
| ①研修期間 | 専門診療能力を修得するための研修期間 | 研修年限は、歯科医師免許取得後5年以上と定められているか。研修カリキュラム制の場合、適切な期限を以って総括的に評価・認定することが明示されているか。 |  |
| ②研修方略・内容 | 専門研修の方法や修得内容 | 研修カリキュラムまたは研修プログラムとして、日常診療または診療以外での研修や自己学習などの専門研修の方法と修得すべき内容が具体的に明示されているか。 |  |
| ③研修評価 | 専門研修の修得内容の評価法と評価時期など | 研修医の修得内容の（形成的・総括的）評価法と評価時期について明示されているか。また、評価記録を一定期間保存する体制の整備について定められているか。 |  |
| ５．指導体制 | 研修指導医（指導者）、研修施設および診療実績など | 研修指導医（指導者）の資格、研修施設の設備・診療実績など、専門研修に十分対応し得る項目・内容が明示されているか。 |  |
| ①研修指導医（指導者） | 要件、審査手続き | 資格取得要件や審査手続き、必要人員数が明示されているか。 |  |
| ②研修施設 | 必要な設備・診療実績 | 専門研修に必要な設備・機器、診療実績が明示されているか。 |  |
| ③研修指導方法 | 指導方法、研修プログラム | 到達目標を達成するための具体的な研修指導方法、あるいは研修プログラムまたは研修カリキュラムなどが明示されているか。 |  |
| ６．その他、特記事項 | 研修体制の特記事項 | Ⅱに係る特記事項が、当該専門医の育成と質の保証に資するか。 |  |
| **Ⅲ．専門医資格の認定要件および認定基準** | | | |
| １．専門医資格の認定 | 専門医資格の認定要件と審査手続き、認定基準 | 専門医研修の内容や研修実績、それらの実施・実績を確認する手法・手続き、審査項目や認定基準（要求水準）などが具体的に明示されているか。 |  |
| ①申請資格書類審査（提出すべき申請書類） | 専門医申請書類として、下記に例示する書類・証明書・記録などの提出、確認方法などが明示されているか。 | |  |
| ・研修修了の証明証  ・研修実績自己申告書・証明証 | 専門研修指導医・責任者などによる証明  研修歴・研修実績などの自己申告書および専門研修指導医・責任者などによる証明 |  |
| ・研修の達成度評価記録  ・経験症例の記録 | 到達目標の達成度評価記録、または専門研修指導医などによる評価記録  研修記録手帳、あるいは経験症例・治療経験症例の一覧表など |  |
| ・専門領域研修の受講記録  ・専門医共通研修の受講記録 | 申請学会が指定する学術集会・研究会などの参加証（受講票）  本機構認定専門医共通研修会・セミナーなどの受講票（証明書） |  |
| ・学術活動の記録 | 専門領域・関連領域に係る学会発表や論文発表などの記録 |  |
| ・認定審査料納付 | 当該申請学会の定める審査料の納付書 |  |
| ②専門医認定試験 | 到達目標の達成度・習熟度に対する評価・判定法 | 専門的知識・診療技能の達成度・習熟度に対する総括的評価として、適切な試験方法が選択・実施されているか。 |  |
| 筆記試験、口頭試問、実技試験などの試験方法・合否判定基準 | 筆記試験の出題範囲・方法、口頭試問の諮問範囲・方法、実技試験の実施方法、合否判定基準などが明示されているか。 |  |
| ③特定の理由への措置 | 研修継続困難な者への対応 | 特別な理由のため専門研修の継続が困難な者に対し、適切な対応・措置などが定められ、明示されているか。 |  |
| ④認定基準 | 審査手続き、認定基準 | 専門医資格の審査手続きおよび認定基準などについて明示されているか。 |  |
| ２．その他、特記事項 | 専門医認定要件・基準の特記事項 | Ⅲに係る特記事項が、当該専門医の育成と質の保証に資するか。 |  |
| **Ⅳ．専門医研修施設の要件および認定基準** | | | |
| １．専門医研修施設の要件 | 研修施設の認定要件 | 研修指導体制、診療実績、診療環境・設備などの項目や内容が明示されているか。 |  |
| ①研修指導体制 | 研修指導医（指導者） | 研修指導医（指導者）の人員数および専門研修医受入人員数が明示されているか。 |  |
| ②診療実績、診療環境 | 診療実績や診療設備・機器など | 専門研修に支障の無い症例数・診療実績、診療設備・機器などが明示されているか。 |  |
| ③研修指導方法 | 研修プログラムなど | 到達目標を達成するための具体的な研修指導方法または研修プログラム（カリキュラム）などが明示されているか。 |  |
| ２．研修施設の認定基準 | 審査手続き、認定基準 | 認定要件の審査手続き、審査項目や認定基準などが具体的に明示されているか。 |  |
| ３．連携研修施設等の認定（任意） | 審査手続き、認定基準 | 研修施設に準じる研修指導体制・設備・指導方法、研修施設との関係性などの認定要件、審査手続き、認定基準などが明示されているか。 |  |
| ４．その他、特記事項 | 研修施設の要件などの特記事項 | Ⅳに係る特記事項が、当該専門医の育成と質の保証に資するか。 |  |
| **Ⅴ．専門医資格の更新要件および認定基準** | | | |
| １．専門医資格の更新要件 | 更新期間、診療能力の担保 | 「5年に1度資格更新を要する」旨が定められ、更新期間内に充足すべき研修実績、審査項目と審査手続きなどが明示されているか。 |  |
| ①診療活動 | 経験症例数などの診療活動 | 診療活動実績として必要な経験症例数や治療経験数などが明示されているか。 |  |
| ②専門領域研修 | 専門領域研修に資する学術集会・研究会の参加 | 申請学会が指定する学術集会・研究会・講習会などへの参加実績や確認方法などが明示されているか。 |  |
| ③専門医共通研修 | 本機構認定研修会などの受講 | 専門医共通研修会・セミナーなどの受講実績や確認方法が明示されているか。 |  |
| ④学術活動（任意） | 学会発表、学術雑誌掲載論文 | 研究発表や学術論文掲載を更新要件とする場合、その要求水準が明示されているか。 |  |
| ⑤その他、社会活動 | 社会活動への貢献 | 学術団体・地域医療における社会活動の種類、審査手続きなどが明示されているか。 |  |
| ２．認定基準 | 更新認定基準、審査手続き | 資格更新の認定基準、審査手続きが明示されているか。 |  |
| ３．特定の理由への措置 | 更新困難な者への対応 | 資格更新が困難な者に対して適切な対応・措置などが定められ、明示されているか。 |  |
| ４．その他、特記事項 | 専門医更新要件などの特記事項 | Ⅴに係る特記事項が、当該専門医の質の保証に資するか。 |  |
| **Ⅵ．専門医研修施設の更新要件および認定基準** | | | |
| １．研修施設の更新要件 | 更新期間、研修指導体制の担保 | 「5年に1度は当該資格の更新を要する」旨が定められ、研修指導状況などを再確認する審査手続きが明示されているか。 |  |
| ①研修指導体制の実績 | 研修指導医数、専門研修医数 | 更新期間内の研修指導医数と専門研修医受入数の実績が明示されているか。 |  |
| ②研修施設の研修環境 | 診療実績、診療設備など | 更新期間内における研修施設の症例数・診療実績、専門研修に必要な診療設備・機器の設置状況など |  |
| ２．認定基準 | 更新認定基準、審査手続き | 資格更新の認定基準、審査手続きが明示されているか。 |  |
| ３．連携研修施設等の更新（任意） | 更新要件、審査手続き | 研修指導体制・診療実績、診療設備・研修指導方法などの更新要件、審査手続きが明示されているか。 |  |
| ４．その他、特記事項 | 研修施設更新要件などの特記事項 | Ⅵに係る特記事項が、当該専門医の育成や質の保証に資するか。 |  |
| **Ⅶ．専門医共通研修** | | | |
| １．共通研修 | 共通研修講習会などの受講の必修化 | 専門医資格の認定・更新要件として、共通研修講習会などの受講が明示されているか。 |  |
| ２．共通研修受講の評価 | 共通研修（必修・選択）の受講回数（単位数）、受講の評価・確認法 | 歯科専門医制度基本整備指針Ⅶ-2に例示する研修項目に係る講習会・セミナーなどの受講回数（必要単位数）、評価・確認方法などが明示されているか。 |  |
| ３．その他、特記事項 | 専門医共通研修の特記事項 | Ⅶに係る特記事項が、当該専門医の育成や質の保証に資するか。 |  |
| **Ⅷ．専門医制度の運用に関連する事項** | | | |
| １．専門医または研修施設の不適切行為への対応 | 専門医・研修施設などの法令違反行為への対応・措置・体制など | 専門医または研修施設などによる法令違反行為などが認められた場合の措置、制度・規定などを整備しているか。医療広告ガイドライン等の遵守、不適切な医療広告事例への対応は適切か。 |  |
| 1. 学会内の体制整備 | 専門医・研修施設などの法令違反行為への対応・措置 | 専門医または研修施設などが法令等に違反する行為が認められた場合、必要かつ適切な措置を講ずる体制を整備しているか。 |  |
| 1. 資格取消条項 | 上記の対応・措置に係る条項の定めなど | 担当委員会の設置、専門医または研修施設への認定取消、懲戒処分などについて、必要な条項を規定しているか。 |  |
| 1. 医療広告不適切事例への対応 | 医療広告ガイドライン等の遵守、不適切な医療広告事例への対応 | 専門医または研修施設に対し、医療広告ガイドライン等の遵守について明示しているか。不適切な医療広告事例への対応は整備されているか。 |  |
| ２．その他、特記事項 | 専門医制度運用に係る特記事項 | Ⅷに係る特記事項が、当該専門医の育成や質の保証に資するか。 |  |

|  |
| --- |
| **【自由記載】**  **その他、貴学会の専門医制度について、追加すべき事項があれば、下欄にご記入下さい。** |
|  |